平成２９年（フ）第３７２号
北九州市八幡西区大平１丁目12番18号
債務者　安永　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６９号
函館市昭和３丁目27番20号　ハウジング昭和101号室（住民票上の住所）
債務者　早川　沙織
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７４号
函館市西桔梗町747番地27
債務者　石川　美樹
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７６号
函館市神山町335番地４
債務者　澤村　英司
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８１号
函館市千代台町21番12号
債務者　田原　稔子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８５号
北海道北斗市桜岱116番地
債務者　廣瀬　友男
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
岐阜県大垣市和合本町２丁目609番地１
債務者　近藤塗装こと　近藤　和夫
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
岐阜県大垣市和合本町２丁目609番地１
債務者　近藤　智代
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
千葉県八街市文違132番地200
債務者　中野恵美子（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６４号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目９番地６
債務者　佐々木　明
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６６号
千葉県八街市八街い180番地169
債務者　清水　和江
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６７号
千葉県成田市玉造６丁目７番地４
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７５号
千葉県四街道市下志津新田2528番地42
債務者　神谷　真里
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８１号
千葉県四街道市吉岡279番地３
債務者　櫻井　良二
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１９６号
千葉県佐倉市西志津２丁目15番27号
債務者　渡邉宗一郎
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９０６号
愛知県津島市橘町２丁目67番地
債務者　内田かつゑ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市粒江団地３番５－５号　141
債務者　甲斐　直美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市水島南亀島町20番21号
債務者　麻生　孝人
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
岡山県倉敷市連島町連島142番地141
債務者　藤島　絹代
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係